

令和2年第1回

# 甲佐町議会 5月臨時会会議録

令和2年5月26日

熊本県甲佐町議会

## 令和2年第1回甲佐町議会（臨時会）目次

### ○5月26日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて	4
日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	5
日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について	11
日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について	16
日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について	19
日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について	21
日程第10 承認第6号 専決処分の報告及び承認について	22
日程第11 議案第28号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）	25
閉会	34

5月26日（火曜日）

令和2年第1回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

- 1. 招集年月日 令和2年5月26日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会 5月26日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 5月26日 午後0時36分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太一
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
住民生活課長 藤井貴美代	健康推進課長 福島明広
福祉課長 岡本幹春	環境衛生課長 橋本良一
建設課長 志戸岡弘	農政課長 井上幸介
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 宮本修治 9番 福田謙二

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて

日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

日程第10 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

日程第11 議案第28号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（宮川安明君）** おはようございます。ただいまから、令和2年第1回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

なお、今臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局員のマスク着用を許可します。なお、傍聴者におかれましても、マスクの着用に御協力をお願いいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（宮川安明君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番、宮本修治議員、9番、福田謙二議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

同意第4号甲佐町固定資産評価委員の選任に付き同意を求めることについて、承認第1号から承認第6号までの専決処分の報告並びに承認について、議案第28号令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）、以上8件を上程いたします。

---

### 日程第3 町長の提案理由の説明について

**○議長（宮川安明君）** 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第1回甲佐町議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございますけれども、4月7日に東京都をはじめ六つの都府県に緊急事態宣言が発令をされ、本町においても同日に推進会議から本部会議に切り替え、対策を講じてまいりました。

その後、緊急事態宣言が4月16日から5月14日までの間、全都道府県に発令をされましたが、昨日付けで残されていた首都圏、1都3県や北海道が解除となり、実質的に全面解除となりました。

しかしながら、依然として再度の感染拡大も懸念されることから、本町においても対策会議を継続し、3つの密を避ける行動などの推進を図り、継続的に感染拡大防止を図っているところであります。これまで町民の方々におかれましては、感染予防についてご理解とご協力をいただいていることに対して、改めて感謝を申し上げるところであります。

その一方で、これまでの外出自粛や休業要請などにより経済活動が低下をし、収入の減少など経済的な問題も発生しており、本町においても早急に対応を図る必要がある状況であります。

今回、国が進められます一律1人10万円の定額給付金の支給のほか、町独自の支援策といたしましても、先般、熊日新聞紙上にも掲載されておりましたとおり、地方創生臨時交付金を活用した一般、飲食店、宿泊交流施設向けの3種類のプレミアム商品券を発行し、なお、一般と飲食向けにつきましては、プレミアム率を100%としております。

また、そのほかにも子育て世帯への臨時特別給付金の上乗せや、持続化給付金の上乗せなど、町民及び町内事業者、皆が潤うような施策を図っていくこととしております。

今後におきましても、再び感染が拡大する可能性も否定できない状況ではありますが、新たな生活様式への転換ということも念頭に、新たな取組みなど状況に応じた行政運営を講じていく必要があると感じているところであります。

それでは、提案をいたしております各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案をいたしております案件は、同意案件が1件、承認案件が6件、議案が1件、以上合わせて8件となります。同意案件につきましては、甲佐町固定資産評価の評価員の選任についての同意を、承認案件につきましては、税条例等の一部改正や令和元年度各会計補正予算など5件、また、国の新型コロナウイルス対策としての特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る令和2年度一般会計補正予算に係る専決処分の報告及び承認の合わせて6件。議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る町独自の支援対策に係る一般会計補正予算をご提案させていただいております。

各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 以上で奥名町長の提案理由の説明を終わります。

---

#### **日程第4 同意第4号 甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて**

**○議長（宮川安明君）** 日程第4、同意第4号「甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、同意第4号についてご説明させていただきます。

同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて。下記の者を、甲佐町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字[ ]。氏名、奥名雄吉。[ ]生まれ。令和2年5月26日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現評価員であります古閑敦氏の辞職願に伴う後任者の選任を行うためでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。同意第4号、甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについてでありますけども、古閑さんの辞職願に伴う後任のということで、何ら異議なく同意することにいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第4号「甲佐町固定資産評価員の選任に付き同意を求めることについて」を採決します。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

○議長（宮川安明君） 資料配付のためしばらく休憩します。

---

休憩 午前10時9分

再開 午前10時12分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 承認第1号 専決処分の報告及び承認について



**○議長（宮川安明君）** 日程第5、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

**○税務課長（奥名雄吉君）** それでは、承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告および承認についてです。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。令和2年5月26日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専決処分書でございます。専第1号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。令和2年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例でございます。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴いまして、甲佐町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。甲佐町税条例等の一部を改正する条例でございます。甲佐町税条例の一部改正、第1条、甲佐町税条例（昭和30年甲佐町条例第49号）の一部を次のように改正する。以下、第3条までの改正がございますけれども、改正の内容につきましては、別に先ほど改めてお配りさせていただきました資料のほうで、説明資料のほうでご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございます。それでは、資料のほうを、説明資料1のほうをお開きをお願いしたいと思います。令和2年度地方税法等の一部改正に伴う甲佐町税条例の改正要旨でございます。

まず、個人住民税についてでございます。住民税につきまして、今回、全てのひとり親に対する公平な税制の観点から、婚姻歴の有無による不公平、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平などを解消するための措置ということで、令和3年1月1日から施行となっております。

まず最初に、新たにひとり親を創設されまして、これを次の全てに当てはまる者といたしまして、所得控除30万円を新しく適用するというものになります。ア、婚姻歴の有無や性別に関わらず、前年の総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者。イ、その者の前年の合計所得金額が500万円以下である。ウ、事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことが条件となります。

次に、寡婦について一部要件が追加されましたところで規定されております。寡婦につきましては、ア、夫と離婚した後、婚姻をしていない者。イ、扶養親族があること。ウ、

前年の合計所得金額が500万円以下である。エ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。このウとエが新たに追加をされているものでございます。

この寡婦控除につきまして、今回の改正に伴いまして、これまでありました特別寡婦、特別加算ですね。特別寡婦というものが廃止になるということでございます。

それから、個人住民税の非課税措置の範囲につきまして、これは、これまでの障害者、未成年者、寡夫、寡婦ですね、と、これらがこれまで対象ということでしたけれども、今回の改正によりまして、障害者と未成年者、寡婦、ひとり親でありまして、前年の合計所得金額が135万円以下である者ということとなっております。

次に2番目になります。扶養控除の対象となる扶養親族に関する改正でございます。これは、非居住者である30歳以上70歳以上の者であり、次のいずれにも該当しない者については、住民税についての扶養控除の対象となる。扶養親族からは除外する。扶養親族とはされないということになります。

まず、ア、留学によりこの法律の施行地に住所、居所を有しなくなった。イ、障害者。ウ、当該納税者から前年において生活費、教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者と規定されております。

このほか、住民税関係について資料はございませんけれども、有料住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例の適用期限について、それぞれ3年間の延長がなされております。

すみません、ただいまのすみません、扶養控除の対象となる扶養親族に関する改正、2番目の所で、1点すみません、1行目になりますけれども、非居住者である30歳以上70歳以下の者であります。この資料のほうがすみません、70歳以上となっております。申し訳ございません。訂正をさせていただきたいと思っております。失礼しました。

では、すみません、続けさせていただきます。次に固定資産税についてであります。固定資産の所有者不明土地等にかかる固定資産税について。令和2年4月1日施行となります。所有者不明の土地等についての所有者情報の円滑な把握や、課税の公平性を確保するための措置といたしまして、現に所有をしている者、相続人の方があたられると思っておりますが、申告の制度化が規定されております。これは登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間における現所有者に対しまして、町の条例の定めるところによって、現に所有していることを知った日、相続をしていることを知った日などですね、が、これに当たると思われますが、3カ月以内に氏名、住所等、固定資産税の課税についての必要な事項を申告をさせることができるというものでございます。申告がなされなかった場合の10万円以下の過料の規定が可能ということですが、今回は規定はしておりません。

また、次に現使用者を所有者とみなす制度の拡大といたしまして、住民税、戸籍等の公簿調査、使用者と思われる者、その他の関係者への質問など、一定の調査を尽くしたところでも固定資産の所有者が一人も明らかにならないような場合におきまして、現在の使用者に対して事前に通知を行った上で、当該使用者を所有者とみなしたところで固定資産課

税台帳に登録し、固定資産税を課することができるという改正です。

これらによります固定資産税の課税につきましては、令和3年度以降分について適用となるところです。

続きまして4番目、固定資産税課税標準額の特例新設適用期間の延長等についてでございます。まず農業協同組合が一定の認定農業者の利用に供する機械装置等の減額措置の新設についてでございます。これは農業協同組合が、あ、農業協同組合等でございます。これは農業協同組合等が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者、これは農地中間管理事業の推進に関する法律において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限るということですが、この利用に供する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を5年間3分の2とされるものでございます。

次に、水防法の規定により規定した浸水被害軽減地区内にある土地の減額措置の新設についてです。令和2年4月1日から同5年3月31日までの間に、水防法の規定によりまして水防管理者が指定した浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税の課税標準を指定された日から3年間、これは地方税の参酌基準のとおり、3分の2にするというものでございます。

また、新築住宅の固定資産税の減額、認定長期有料住宅の減額については、その新築取得の時期が令和4年4月31日まで延長となっております。

5番目、たばこ税についてでございます。葉巻たばこの課税方式の見直しについて、令和2年10月1日施行となります。葉巻たばこの税額の計算につきましては、葉巻たばこ1本当たりの実際の重量に当該葉巻たばこの売渡し数量をかけた総重量について、1グラム当たり、紙巻きたばこ1本相当として税額が計算されます。1グラム1本ということになるかと思えます。

今回の改正は、まず令和2年10月1日以降につきまして、1本が0.7グラム未満の葉巻たばこに関しましては、これを軽量たばこということで規定されますが、これを当該葉巻たばこの売渡し本数について、1本当たり0.7本相当として税額を計算することとされております。

また、令和3年10月1日以降におきましては、1本1.0グラム未満の葉巻たばこにつきまして、当該葉巻たばこの売渡し本数について、1本当たり紙巻きたばこ1本として税額を計算することとされております。

なお、1本0.7グラム以上の葉巻たばこ、あと、1本1.0グラム以上の葉巻たばこの税額の計算につきましては、最初にご説明いたしましたもともとの方法と変わっておりません。

以上のほか、地方税法及び政省令等の改正に伴う字句、引用条項、それから、平成27年以降の甲佐町税条例の一部を改正する条例等の経過措置に関する部分につきまして、元号が平成から令和で改正を行っているものでございます。ご説明のほうは以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 1番ですけれども、未婚のひとり親世帯ですけれども、何世帯で、子どもさんたちがですね、何人ぐらいおられるのか、ちょっとお尋ねをします。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（奥名雄吉君）** はい、ひとり親の方、未婚のひとり親の方が何人今おられるかという質問、が、何世帯かというご質問かと思いますが、これにつきまして、令和元年度ですね、令和元年で31年度になりますけれども、この時点におきましての寡婦控除ですね、税金の申告上の寡婦控除を適用されている方につきましては、合わせまして297名ということになっておりますけれども、実際にそのひとり親に当たられる方が今度何人になるかにつきましては、今の時点では全くわからない部分となっております。

それから、それらの方につきましてはの子どもの方の数につきましては、ちょっと資料を持っておりませんので、今はお答えすることができません。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 次にですね、固定資産税なんですけれどもですね、これですよね、所有者が亡くなってですね、そして、亡くなって、その現、今使用しておられる方がですね、相続人がいない場合はですね、その、今使用しておられる方が所有者となるというふうに改正されると思うんですけれども、その点についてはですね、時効取得等のあれもありますけれども、それとはちょっと内容が違いますけれども、例えば、その期限ですよね。亡くなって、作ってた方がですね、亡くなって、もう本当に調べて相続人がいない場合ですね、それはもう、1年も経たずにその所有者のものとなるのかどうかですね、ちょっとそこら付近でお尋ねしたいのと、それからですね、所有者不明の土地ですよね、田圃とか畑とか山林とかありますけれども、わからなければ全体として大体そういったのを把握しておられるのかちょっとお聞きします。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（奥名雄吉君）** はい、まず最初のご質問につきまして、所有者がいないような不動産について、どれぐらいの期間、その所有者とみなされたところで実際の所有者になるかといったご質問かと思えます。これにつきましては、民法上の規定がございますので、実際にそのものを占有して取得時効が発生するまでの期間は、実際にその方のもとなることはできませんので、それにつきましては、1年などで所有権が取得できるものではございません。

それから、所有者が不明であるような不動産がどれぐらいかというご質問と思いますが、これにつきまして、不動産の数に関しては、今ちょっと持っておりませんが、そういった事案が実際どのぐらいあるかにつきましては、6件から7件ほどございます。これにつきましては、法人がもう解散してしまっているようなものでありますとか、相続放棄されている皆さんですね、全員が放棄されているような、そういったものが現在あるということでございます。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。説明資料の個人住民税の2のほうです。扶養控除の対象となる扶養親族に関する改正とあります。これは令和6年1月1日施行ということでございますけれども、この時期にどうして改正するのか、その1点と、それから、その次のページ、たばこ税でございます。たばこ税が令和2年10月1日以降とか令和3年10月1日以降とありますけれども、この今現在は1本当たりの0.7未満と、葉たばこを紙たばこ0.7本と換算するとありますけれども、現在この換算は、じゃあ0.5グラムとかなんか、今どのようなふうな換算をしておられるのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思えます。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（奥名雄吉君）** はい、まず最初に説明資料1の2番目の扶養控除の対象となる扶養親族に関する改正、6年1月1日施行なのに、なぜ今なのかといったご質問につきましては、地方税につきましてはですね、およそその準備期間といいますか、そういったものをですね、勘案しましたところで、段階的に措置をしていったりとか、そういったことが基本にあるというふうに思っております。これ自体お答えになるかどうかというのはわかりませんが、そういったことであると認識をしておるところでございます。

それから、5番目の葉巻たばこの数量の換算につきましてですが、今現在の葉巻たばこの数量の換算については、実際、葉巻たばこ1本1本の実の重量を測りましたところで、その重量に売渡しの数量を掛けたところということです。実際の重量で課税をされているということでございます。

それで、2年10月1日以降、この仮に0.7グラム未満ということだけでも、0.5グラムのものはどういった、どうなるかということにつきましては、0.5グラムであっても0.7グラムとして換算しますので、その分税額が多くなるということになります。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** はい、4番です。一つだけお尋ねいたします。

固定資産の3番ですけれども、課税の対象となる中で、甲佐町にも筆界未定地っていうのがあると思います。筆界未定地の中には、たくさんの登記簿上の方たちの名義があって、筆界未定になるその要因としては、相続ができないとか、地権者がもうおられないとかいうようないろんな原因があって筆界未定になってる土地がありますけれども、そういったのについて、今まで、現在は課税はどのようにされていて、そういったものの解消にも今回これがつながっていくような形になっていくのかお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（奥名雄吉君）** 筆界未定地についてのご質問だと思います。その筆界未定地についての課税がどのようになされているかということですが、筆界未定地におきましても、実際に登記簿上の所有者がおりますので、登記簿上の所有者、もう亡くなられてい

る場合は、その相続人の方を、今のところは亡くなった届をされる時に、相続人の代表の指定の届をいただくようにしております。これ、この届とですね、実際その方が相続権を持っていらっしゃるかどうか、そのあたりのところを十分確認したところで課税を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） あの、で、筆界未定地でも、現に誰かが所有されとるとかいうのが、この文書から見てわかれば、その方に課税をされるということで理解してよろしいですか。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 現に使用している方に対してそのまま課税するかといったことでございますけれども、仮に現に使用している方がいらっしゃいます場合であっても、まずはその相続人の方に対しまして課税をしなければなりませんので、まずは相続人の方を調べるとのことからの課税になるものでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、本専決処分につきましては、上位法であります地方税法等の一部改正に伴いまして甲佐町条例等の一部を改正されたということで、本専決処分につきましては、異議なく承認いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

---

## 日程第6 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第6、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） それでは、承認第2号につきましてご説明をいたします前

に、事前に今の時点でしておかなければならないご説明とお詫びとがございますので、まずご説明をさせていただきたいと思います。

承認第2号のこの議案書の1ページ、後ろのものになります。専第2号、専決処分書になります。この専決処分書につきまして、中段の部分に数字の1がございまして、甲佐町国民健康税条例の一部を改正する条例となっております。それから、下から2行目から甲佐町国民健康保険、国民、甲佐町国民健康税条例の一部を改正するという文言となっております。この専決処分書につきまして、ただいまの文言の部分につきましては、いずれも「保険」の2文字が抜けが出ております。申し訳ありません。こちらにつきましては、甲佐町国民健康保険税条例ということをご説明をさせていただきたいと思います。

それから、もう1枚おめくりいただきましたところで、表題の甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の次の2行目になりますが、こちら甲佐町国民健康、こちらにつきましても、甲佐町国民健康税条例となっております。この部分につきましても、正しくは甲佐町国民健康保険税条例ということになります。この2点、すみません、それから説明資料につきましてもですね、保険税の説明資料につきましても、この冒頭の文言につきまして、甲佐町国民健康税、甲佐町国民健康保稅条例ということで、こちらにつきましては保険の「險」の字が抜けが生じているものでございます。

今回のこのものにつきまして、内部で十分確認といたしますか、調査等を行いましたところで、このままさせていただいてよろしいものかどうか、そういったところも含めましてですね、考えましたところですが、まずこの承認第2号のこのものにつきましては、もう元に戻ることができないというものですので、事前にこれを差替えて、お断りして差替えをするというようなことはできないものと考えました。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

**○税務課長（奥名雄吉君）** それでは、この専決処分についてご説明させていただきたいと思います。

今回この専決処分書におきまして、字句の抜けが生じておりますけれども、一部改正の条例につきましては、甲佐町国民健康保険税条例となっておりますが、この次の括弧書きの（昭和30年甲佐町条例第50号）という記載がございますので、この国民健康保険税条例の一部を改正するものだということが確認できますので、そういったところで進めさせていただきたいと思います。

続きまして、承認第2号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したいので、同条第3項の

規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。令和2年5月26日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専決処分となります。専第2号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。令和2年3月31日、町長名です。

1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためこの専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険税条例（昭和30年甲佐町条例第50号）の一部を次のように改正する。以下に改正文がございしますが、改正内容につきましては、お配りさせていただいております説明資料のほうの内容がわかりますので、こちらのほうでご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。説明資料をお開きをお願いしたいと思います。令和2年度地方税法等の一部改正に伴う甲佐町国民健康保険税条例の改正要旨でございます。

2点ございます。まず、基礎課税額にかかる課税限度額の引上げに伴う改正といたしまして、医療給付費課税分を現行の61万円から63万円に、介護納付金課税分を現行の16万円から17万円に改正するものでございます。後期高齢者支援金等課税分につきましては、改正はございません。今回改正によりまして、改正前の合計額96万円が限度額が合わせて99万円に3万円の増ということでございます。

続きまして、低所得者にかかる減額措置についてでございます。中低所得者世帯にかかる国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減についての減額措置の改正でございます。まず①としまして、5割軽減の対象となる世帯でございますけれども、これにつきましては、28万円に世帯の被保険者と特定同一世帯所属者数を加えた数を掛けたところで、これに33万円を足しましたところで、現行これ以内の方が5割軽減ということになりますが、28万円掛けます部分を28万5,000円に増額です。

それから、2割軽減の対象となる世帯につきましては、同様に計算しますが、51万円を被保険者と特定同一世帯所属者数に掛けるようになります部分を52万円に1万円増額をするというようなものでございます。

これらの改正につきましては、令和2年度分の国民健康保険税から適用というものでございます。ご説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** これまで課税限度額っていうのは、ほぼ毎年のように引上げられているというふうに思うんですけども、現行までのですね、現行までの間にですね、



5年間で大体どのくらい引上げ、大体じゃないですけども、いくら引上げられたのかですね、基礎課税分、それから介護納付金、それから後期高齢者支援分、合わせてですけれども、合わせての合計でいいのですよね、過去5年間でどれくらい引き上げられているのかですね、これをちょっとお尋ねをいたします。

そしてまた、負担増となる世帯ですね、対象となる世帯はですね、何世帯ぐらいあるのか、それも合わせてお尋ねをいたします。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（藤井貴美代君）** はい、お答えいたします。甲佐町では、国の基準にない、町でも毎年国民健康保険税の限度額を改正しております。過去5年間ということですけども、平成26年度からの資料がありますので、合計の限度額を申し上げます。

平成26年度が81万円、平成27年度が85万円、平成28年度が89万円、平成29年度も同じく89万円、平成30年度が93万円、平成31年度が96万円となっております。平成26年度からの上げ幅としますと、18万円上がっております。

それから、限度額を超える世帯についてですけども、手元にある資料では、昨年度の令和元年6月の課税資料がありまして、そちらのほうでお答えいたします。重複する世帯はありますけども、医療のほうで限度額を超えてる世帯が20世帯、支援のほうの世帯で33世帯、介護のほうの世帯で6世帯となっております。以上です。

先ほど、限度額を申し上げましたけども、合計額、医療と介護と後期高齢者の支援の合わせたところの合計額を申し上げております。以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** あの、この限度額は国が示しているわけですけども、この国のですね、言うとおりにこの限度額っていうのはですね、やっぱ地方も、それから、まあ全国一律だと思うんですけども、地方にあってもやっぱり同じようにこの限度額、まあ金額があれば、じゃあ一緒じゃあるけれどもですね、上げなくちゃいけないのかという法的な根拠っていうのはどうなんですか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今回の国保税の条例もそうなんですけども、法律に従って準じたところで町も対応するということになりますんで、仮に国が示すとおりにはやらなかった場合には、おそらく国保会計に大きな影響が出てくるというふうに認識をしておりますんで、当然、国の示す基準に従って執行すべきというふうに考えます。

**○議長（宮川安明君）** 井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** じゃ、今回も、今年度も、31年度ですので、31年度も含めて引き上げられた金額というのは、18万ということなんですかね、18万に3万プラスっていうわけじゃないんですね。ちょっと計算がちょっとあれだったので、今年、現行も含めて、いや、現行じゃなくって、今度予定されている3万円で引上げも含めて18万ですかね。

**○議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（藤井貴美代君）** はい、先ほど申し上げました18万というのが、平成

26年度の合計額が81万円で、今年度の令和2年度の合計額の限度額が99万円、その差額が18万円ということです。はい、以上になります。

**○議長（宮川安明君）** ほかに質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 4番です。一つだけ教えてください。

高所得層の定義というのは、所得がいくらからですか。下のほうの中低所得者は5割とか2割の軽減がありますけど、高所得層っていわれる方たちの所得の金額の定義はいくらからでしょうか、教えていただきたい。

**○議長（宮川安明君）** 税務課長。

**○税務課長（奥名雄吉君）** はい、高所得がどういった層になるのかというご質問ですが、国民健康保険税条例に定めてございますところのここに、中低所得者として5割軽減、2割軽減規定をしております。この2割軽減を超えるような方につきまして、高所得者層というふうに考えるしかないものと考えております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

**○10番（井芹しま子君）** 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

反対の主な理由は、今回の改正が地方税法施行令等に一部改正を、一部改正に合わせて国民健康保険税の限度額を引き上げることについてでありますけれども、現行の限度額は医療費給付分61万円、介護給付金、課税分が16万円、後期高齢者支援金についてがですね、19万円、合計の96万円というふうになっております。これを3万引き上げて限度額を99万円とするものなんですけれども、過去5年間でですね、18万円も引き上げられているということを答弁をいただきました。国保税そのものの負担の大きさは、他の保険と比べましてもですね、周知のとおりでございます。国民健康保険は、住民の命とか健康を守る社会保障制度でもあります。地方自治体の一番の役割と申しますか、地方自治法にもありますように、住民の福祉の増進でございます。今、町がすべきことっていいいますのは、やはりこの高過ぎる国保税を軽減する。これが大きな課題ではないかというふうに考えます。国保税の課税限度額は、法定の範囲内で自治体が独自に設定できるというふうになっており

ます。政令改正に合わせて限度額を引き上げる必要はないというふうに考えております。

以上、承認第2号、専決処分甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対をいたします。

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** はい、4番です。承認第2号、専決処分の報告及び承認につきましてでございますけれども、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、執行部より説明がございましたとおり、基礎課税額にかかる課税限度額の引上げ並びに低所得者にかかる減額措置の改正によるものでございます。いろいろ議論を尽くしましたけれども、高所得者層の方にはご負担増という形になると思いますけれども、健全な国民健康保険事業の継続のために必要な措置であるという判断をいたしますので、異議なく承認いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（宮川安明君）** 賛成者、起立多数。よって本案は原案どおり承認することに決定しました。

換気のためにですね、しばらく休憩をしたいと思います。10分間の休憩を入れます。

20分から始めます。

---

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第7 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

**○議長（宮川安明君）** 日程第7、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（北野 太君）** 承認第3号についてご説明申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。令和2年5月26日提出、町長名でございます。次のページをお願いします。

専第3号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。令和2年3月31日、町長名です。

記、1、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）。次の次のページをお願いします。令和元年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,966万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ81億772万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、第2表、繰越明許費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。令和2年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款1、町税に3,700万円を追加し、9億2,262万円としております。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。款2、地方譲与税に436万円を追加し、6,417万3,000円としております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税です。款3、利子割交付金から35万7,000円を減額し、39万3,000円としております。1の利子割交付金です。款4、配当割交付金に62万6,000円を追加し162万6,000円としております。1の配当割交付金です。款5、株式等譲渡所得割交付金から41万4,000円を減額し、108万6,000円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。款6、ゴルフ場利用税交付金に166万4,000円を追加し、1,166万4,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。款7、地方消費税交付金から338万9,000円を減額し、1億8,661万1,000円としております。1の地方消費税交付金です。款8、自動車取得税交付金に268万2,000円を追加し、768万2,000円としております。1の自動車取得税交付金です。款9、環境性能割交付金から145万4,000円を減額し、191万7,000円としております。1の環境性能割交付金です。款10、地方特例交付金に829万8,000円を追加し、1,855万1,000円としております。2の子ども子育て支援臨時交付金です。款12、交通安全対策特別交付金に26万8,000円を追加し、96万8,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。次のページをお願いします。

款15、国庫支出金から537万6,000円を減額し、17億4,868万4,000円としております。2の国庫補助金です。款16、県支出金に1,413万4,000円を追加し、8億2,668万3,000円としております。2の県補助金です。款17、財産収入に2,270万5,000円を追加し、2,973万8,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。款18、寄付金から14万円を減額し、1,086万1,000円としております。1の寄付金です。款19、繰入金から2,100万1,000円を減額し、2億7,879万2,000円としております。1の基金繰入金です。款21、諸収入に1,285万4,000円を追加し、7,624万1,000円としております。5の雑入です。款22、町債から5,280万円を減額し、14億1,882万4,000円としております。1の町債です。歳入合計、80億8,806万9,000円に1,966万円を追加し、81億772万9,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款2、総務費に2,611万7,000円を追加し、10億2,235万3,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。款3、民生費から561万7,000円を減額し、19億9,481万4,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。款4、衛生費から84万円を減額し、6億6,944万7,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。款5の農林水産業費から次のページの款10、災害復旧費までにつきましては、財源内訳変更によるもので、補正額は0円となっております。歳出合計、80億8,806万9,000円に1,966万円を追加し、81億772万9,000円としております。次のページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正、1、追加です。款7、土木費、項3、河川費、事業名、河川浚せつ事業、金額260万6,000円です。続いて2、変更です。款7、土木費、項2、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業、補正前の額4億6,714万4,000円に2,441万5,000円を追加し、変更後の額を4億9,155万9,000円としております。次のページをお願いします。

第3表、地方債補正、1、変更です。起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。まず緊急防災減災事業債から1,120万円を減額し、5,470万円としております。続いて公共事業等債から2,150万円を減額し、1億1,920万円としております。公営住宅建設事業債から3,700万円を減額し、2億5,580万円としております。災害復旧事業債から、失礼します。ちょっとすみません。失礼しました。訂正いたします。公営住宅建設事業債から先ほど3,700万円と申し上げましたが、370万円です。370万円を減額し、2億5,580万円としております。災害復旧事業債から1,640万円を減額し、1億8,030万円としております。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 6ページの繰越明許費補正についてですけれども、河川浚せつ事業、260万6,000円ではございますが、なぜ繰越になったのか、要は思ってたらず算がこななかったとか、そういった事情を説明していただければと思います。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** はい、それでは土木費の河川費、河川浚せつ事業の繰越明許費の補正について説明します。260万6,000円につきましては、工事は発注をいたしておりまして、3月末で完了予定というふうに見込んでおりましたけれども、梅雨の状況ですとかそういったことで工事が翌年3月末までに終わらなかったということで、急遽繰越をさせて、報告をすることです。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** はい、7番。梅雨の時期になりますと、河川がまた氾濫とかです、そういった部分もありますので、浚せつ事業に関してはですね、できる時期になる

べく完了していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。3ページでございます。款の17、財産収入でございます。項の2、財産売払収入ということで2,273万3,000円ということで、この内訳を教えてくださいませんか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、財産売払収入の主なものは、西寒野の町営住宅ですね、あそこと、それと上豊内の教職員住宅ですね。が主なもので、あとは法定外公共物の払い下げというようなところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その西寒野住宅の売払は、金額はどのくらいだったんですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 西寒野の元町営住宅の売払の金額ということですが、1,936万円でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本予算全部について質疑をお願いしております。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。承認第3号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、令和元年度の甲佐町一般会計補正予算の第6号についてただいま審議してまいりましたが、歳入歳出それぞれ1,966万の追加でございますけれども、歳出については財政調整基金の積立が主なものでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

---

## 日程第8 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第8、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（藤井貴美代君）** 承認第4号についてご説明申し上げます。

承認第4号、専決処分報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。令和2年5月26日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。専第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。令和2年3月31日、町長名です。

記、1、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）です。次の次のページをお願いいたします。令和元年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,809万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,540万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和2年3月31日、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。款4、県支出金から2,725万1,000円を減額し、10億6,092万4,000円としております。1の県補助金です。款7、繰入金から84万円を減額し、1億2,571万7,000円としております。1の一般会計繰入金です。歳入合計、補正前の額14億9,349万4,000円から2,809万1,000円を減額し、14億6,540万3,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2、保険給付費から2,187万9,000円を減額し、10億3,297万5,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費、4の出産育児諸費です。3の移送費につきましては、財源内訳変更によりますもので、補正額は0円としております。款8、予備費から621万2,000円を減額し、942万7,000円としております。歳出合計、補正前の額14億9,349万4,000円から2,809万1,000円を減額し、14億6,540万3,000円としております。

今回の補正は、歳入におきましては、県支出金における令和元年度普通交付金の額確定に伴う減額及び出産育児一時金の額確定に伴う繰入金の減額、また、歳出におきましては、普通交付金の額の確定の基礎となります保険給付費の減額が主なものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

**○7番（荒田 博君）** 7番。承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、令和元年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、ただいま担当課長の説明にありましてとおり、歳入歳出それぞれの減額補正でございます。何ら異議なく承認いたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

---

### 日程第9 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

**○議長（宮川安明君）** 日程第9、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（藤井貴美代君）** 承認第5号についてご説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。令和2年5月26日提出、町長名です。次のページをお願いいたします。

専決処分書です。専第5号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。令和2年3月31日、町長名です。

記、1、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）です。次の次のページをお願いいたします。令和元年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,772万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和2年3月31日、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。款4、繰入金から4万2,000円を減額し、5,286万3,000円としております。1の一般会計繰入金です。款6、諸収入から2,000円を減額し、456万9,000円としております。4の受託事業収入です。歳入合計、補正前の額1億4,777万3,000円から4万4,000円を減額し、1億4,772万9,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款3、保健事業費から1,000円を減額し、448万円としております。1の健康



保持増進事業費です。款5、予備費から4万3,000円を減額し、59万3,000円としております。歳出合計、補正前の額1億4,777万3,000円から4万4,000円を減額し、1億4,772万9,000円としております。

今回の補正は、後期高齢者医療の歯科口腔健康診査事業に係る年度分請求額の額確定に伴う減額及び事務費の支出額確定に伴う一般会計繰入金の減額が主なものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 承認第5号、令和元年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）として、歳入歳出について減額となっておりますけれども、保健事業費等の精算によるものであり、内訳といたしましても一般会計からの繰入金の減額等でありますので、何ら異議なく承認をいたします。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第10 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

**○議長（宮川安明君）** 日程第10、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（北野 太君）** はい、それでは承認第6号についてご説明申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。令和2年5月26日提出、町長名です。次のページをお願いします。

専第6号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。令和2年5月1日、町長名です。

記、1、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）です。次の次のページをお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,737万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ90億2,701万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。令和2年5月1日、町長名です。次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款16、国庫支出金に10億8,737万3,000円を追加し、27億935万5,000円としております。2の国庫補助金です。歳入合計、79億3,964万4,000円に10億8,737万3,000円を追加し、90億2,701万7,000円としております。次のページをお願いします。

歳出です。款2、総務費に10億7,077万3,000円を追加し、20億6,215万8,000円としております。1の総務管理費です。款3、民生費に1,660万円を追加し、20億3,810万8,000円としております。2の児童福祉費です。歳出合計、79億3,964万4,000円に10億8,737万3,000円を追加し、90億2,701万7,000円としております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部について質疑をお願いいたします。

佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** はい、6番佐野です。歳出のページは7ページですが、一般管理費の中に会計年度任用職員の社会保険料が上げてありますが、今年度、会計年度任用職員はどれだけ採用されたのか。それと、各課ごとの人数を教えてくださいと思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 総務課長。

**○総務課長（北野 太君）** 申し訳ありません、会計年度任用職員の人数につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、後でお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** 森田議員。

**○5番（森田精子君）** 5番、森田です。18日から定額給付金の申請受付が行われていると思うんですけども、現在その申請状況が何件ぐらいなのか、また、その振込ですね、支払がいつぐらいになるのかっていうのはわかりますか、今。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（荒田慎一君）** はい、特別定額給付金の受付状況についてご説明申し上げます。

昨日現在、5月25日現在でございますが、今、申請累計額で3,799世帯で、全体的の87.92%になっております。あと、支給日につきましては、今週金曜日、5月29日を予定

をしております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 同じく特別定額の給付金の申請なんですけれども、電子申請です、これでされた方の、申請された方のパーセントとかわかれば教えていただきたいんですけど。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、すみません、パーセントはちょっと出しておりませんが、12件。はい、甲佐町は12件というふうになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。今、定額給付金関連ですけれども、申請件数については報告がありました、その中で不備です、申請書類の不備がどれだけあったのか、それに対する対応をどういうふうにされてるのか、教えていただければと思いますが。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、不備については正確な数字っていうか、早めに申請された方についてはもう対応等もしてますので、そのへんの数字入ってませんが、大体1,000件までいきませんが、800件近くあったんじゃないかというふうに思っております。

で、今、不備でわかってる分については492件、ついては、このへんについては22日、25日受付分は入ってませんので、今たぶん500件は超えてるんじゃないかというふうには考えております。

あと、対応につきましては、当初は電話で対応させていただいておりましたが、件数等が膨大になって電話対応ができませんので、今については通知を再度送らせていただいております。本人確認、また口座の写しの確認がない方等については、郵送で、ついてませんので、郵送又は持参してくださいという文書を送っております。

あと、どうしてもです、電話で対応しなければいけない案件等については、電話で対応させていただいているということになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。承認第6号、専決処分報告及び承認についてありますけれども、補正、10億強の、10億8,737万3,000円を追加ということでもありますけれども、これあの、特別定額給付金、おもだったのが特別定額給付金ということで、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### **日程第11 議案第28号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）**

**○議長（宮川安明君）** 日程第11、議案第28号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（北野 太君）** はい、それでは議案第28号についてご説明申し上げます。

議案第28号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）です。次のページをお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億645万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ91億3,347万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。令和2年5月26日提出、町長名です。次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款16、国庫支出金に8,562万3,000円を追加し、27億9,497万8,000円としております。2の国庫補助金です。款20、繰入金に2,083万5,000円を追加し、7億21万4,000円としております。1の基金繰入金です。歳入合計、補正前の額90億2,701万7,000円に1億645万8,000円を追加し、91億3,347万5,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。款2、総務費に1,740万円を追加し、20億7,955万8,000円としております。1の総務管理費です。款3、民生費に1,410万円を追加し、20億5,220万8,000円としております。2の児童福祉費です。款4、衛生費に616万4,000円を追加し、5億9,309万3,000円としております。1の保健衛生費です。款6、商工費に6,350万円を追加し、1億8,518万円としております。1の商工費です。款8、消防費に356万4,000円を追加し、2億8,393万円としております。1の消防費です。款9、教育費

に173万円を追加し、11億1,367万円としております。5の保健体育費です。歳出合計、補正前の額90億2,701万7,000円に1億645万8,000円を追加し、91億3,347万5,000円としております。

別紙に本予算にかかる事業の一覧表を資料として添付しております。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部の質疑をお願いいたします。

田中議員。

**○3番（田中孝義君）** はい、3番、田中です。説明資料のですね、一般のプレミアム商品券についてちょっとお尋ねしますが、プレミアム率も100%ということで、皆さんが一気にやっぱ人気が出ると思うんですが、公平な販売、そのへんのことはどうなっていますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（荒田慎一君）** 今、事務局等で考えていることにつきましては、一般の部分が9,000セットですので、世帯に2セットというような部分では考えているところでございます。以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 1番、甲斐議員。

**○1番（甲斐良二君）** 関連ではございますけど、今回やっぱり新型コロナウイルスの影響で、多くの町内の、特に飲食店ですね、影響を受けられてるのはご承知のとおりだと思います。今回3種類、3パターン用意していただいておりまして、飲食についてですけど、販売の手続きですよね、たしか昨年の子育て支援のプレミアム商品券があったと思うんですけど、一旦役場のほうで手続きをして、それを委託を受けた商工会のほうで販売してたということで、手続きがちょっと面倒っていうことと、売れ残ったのもあったとお聞きをしております。今回せっかく国からの臨時の交付金出ておりますので、売れ残りがないようにしていただいて、地元の飲食店、支援していただきたいと思っておりますので、手続きの方法、購入の手続きの方法を教えてくださいませんか。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（荒田慎一君）** はい、手続き等については、なるべく簡素化をしたいというふうに考えておりますし、詳細については、この議会、この議案通りました後に町商工会に一応委託を考えておりますので、商工会と詳細な打ち合わせをしながら、町民の皆さんに行き渡りやすいですね、方法をとりたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 2番、甲斐議員。

**○2番（甲斐高士君）** はい、すみません、私からも関連でご質問なんですけれども、本議案が本日通ったとした場合に、先ほど、商工会のほうと今後は打ち合わせをしながら、このプレミアム商品券の発行事業については進めていくということでご説明ありましたが、大体概略で結構なんですけど、今後の発行のスケジュールですね、大体どのくら

いに発行できるとか、そういったことが今、大体想定でわかればお願いしたいと思いますけれども。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、プレミアム付き商品券の一般と飲食店限定につきましては、今、事務局で考えておりますのは、7月には発売ができればなというふうには考えているところでございます。

また、ふるさと旅行券につきましては、これについては今、西村邸、あと井戸江峡等ですね、の宿泊者向けにということで考えておりますので、これについてはオープン等がある程度目処が立ってからの販売になるというふうには考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。今質問があつてますプレミアム付き商品券関係の質問になりますが、これを利用できる事業者はどういったところを想定されているのか、商工会加入事業者なのか、それ以外も含めてなのか、そういったところで教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、対象事業者につきましては、一応、商工会に委託をしていきますので、その時に募集をかけていただくというふうには考えております。で、募集をされた方での業者、事業者を予定はしております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 商工会のほうから募集をかけられるということは、その商工会加入のお店だけですか、それ以外も含めてですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、それは問わないというふうには考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、この飲食店限定なんですけれども、町内に飲食店っていうのはそんなに数が多いわけではありませんけれども、これは町内の方が買って町内の飲食店で使うのかですね、例えば町外からも買って、井戸江やですね、あ、井戸江に使われるか、飲食店にですね、使えるようにするのか、そこら付近はどんななんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、今現在では町内の方を考えておりますが、あと町内で就職されてる方、町内事業所で仕事をされてる方、その方々の対象もですね、検討していきたいというふうには考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。予算の8ページの防災対策費で、新型コロナウイルス感染症対策避難所用備品ということで、どういふのを考えられてるのかと、先般、美

里のほうで避難勧告が出て、避難所の今後のそういうコロナの中での避難でも検討しないといけないといったニュースも見ましたが、そのあたりは町としてどのように今後、これから梅雨時期になりますと、本町においてもやっぱり避難等の発生、台風等もありますし、そういったのも考えられますので、そのあたりをどのように考えられてますでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（佐々木善平君）** 　はい、お答えをいたします。先ほどご質問がありました防災対策につきましては、これは避難所対策として、消耗品あるいは備品等を購入することにしております。内容につきましては、アクリル製の飛散防止のために透明のボードとか、それからエアマットとかですね、それから、備品としましては体育館用の換気をするための扇風機、あるいはスポット、夏に向けてスポットエアコン等を予定しております。

この新型コロナウイルス感染症が懸念される場合において、災害が発生して避難所を開設する場合には、これは非常に感染症対策に万全を期すことが重要であると考えます。避難所での感染を心配されていると思います。その部分につきましては、避難所の入口で選別というものをしっかりとやっていきたいというふうに思います。

国からも避難所における新型コロナ対策感染症の対応についての通知もなされております。これを基本に対策を進めてまいります。今考えておりますのは、指定避難所のほかに行政区の公民館等も開設をしていただくことも必要ではないかなというふうにも思っております。

また、3密を避けるためには、まずは体育館を避難所とすべきでないかなというふうにも思っております。体育館では十分な間隔をもってですね、密にならないようにしたいというふうに思います。

さらに、受付時の飛沫感染防止対策、あるいは避難時の健康状態の確認、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策、それから、避難所の衛生環境の確保、それと十分な換気の実施、これについては徹底をしたいというふうに思います。それに必要な物品をですね、今回買わせていただいております。

避難される住民の方にもお願いなんですけれども、可能な場合には、親戚や友人等の避難を検討していただく。あるいは、避難所に避難する際にはマスクを着用する。あるいは、消毒液等を携行していただくなど、万全の感染症対策をとっていただきまして避難をしていただきたいというふうに思います。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 　佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 　はい、説明資料からですが、事業継続支援事業、町上乘せの。これは申請はいつなのかということと、また、支払はいつなのか。それと、2番の子育て世帯への臨時特別給付金事業、これについては申請なのか自動給付なのか、どうなのかお尋ねいたします。

**○議長（宮川安明君）** 　地域振興課長。

○**地域振興課長（荒田慎一君）** はい、では、事業継続支援事業についてご説明を申し上げます。申請につきましては、県、国が、県が今日から受付と思っておりますが、その状況を踏まえまして6月の中旬ぐらいから受付を開始をできればというふうには考えているところです。支給については、それを待って7月の中旬ぐらいにはですね、なるべく早めに支給ができればなというふうには考えているところです。以上になります。

○**議長（宮川安明君）** 住民生活課長。

○**住民生活課長（藤井貴美代君）** はい、子育て世帯への臨時特別給付金についてご説明いたします。

申請については、原則不要になっております。ただ、公務員への支給については、所属長がですね、支給対象であることを証明した上で、その証明書を本人が実際住んでいる市町村に申請をしていただくようになっております。なので、多くの方は申請不要となっております。説明は以上になります。

○**議長（宮川安明君）** ありませんか、ほかに。

井芹議員。

○**10番（井芹しま子君）** このあの持続化給付金ですけれどもですね、例えば住んでる所とお店が違う場合ですね、そこら付近はどういうふうになりますか。

○**議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

○**地域振興課長（荒田慎一君）** これにつきましては、一応郡内等での協議を行わせていただいております。で、郡内等で協議した中では、事業所がある所在地町、だから、住んでる場所ではなくて、事業所がある町で支払うという形で統一をさせていただきたいというふうには考えています。以上になります。

○**議長（宮川安明君）** 本田議員。

○**12番（本田 新君）** 説明資料の中から、特に農業関係のことでお聞かせ願いたいと思いますけれども、今回、法人2件、あと農家のほうに65件になつとりますけれども、これが一つ心配するのはその対象者、よく酪農と花き農家が非常にこう、今回非常に厳しいということで、その対象に当たるかと思っておりますけれども、これ、対象者に対しては全員の方にアプローチされたか、指導とか、そういったことがされたのかどうなのか、その点をお聞かせください。

○**農政課長（井上幸介君）** はい、これの対象件数についてでございますけれども、まず法人、それと個人の農家ということで、いろいろ聞き取りを行いまして、条件的には収入が落ちている部分というので、やっぱり畜産家、それと花、花きの農家ということで結論を出しました。花き農家に関しましては、今の水田台帳のほうから作付けが花の所をすべて抜き出しまして、その中で花でも販売されていない所、そういう所をマイナスしたところ、花農家で個人で55件ぐらいだろうというところで想定しております。

畜産農家に関しましては、全部で今18件、町外の所、属地主義でいきますと18件あります。その中で大きいところで10件ほどということで、今試算のほうをしているところです。これにつきましては、あくまでも持続化の給付金、それと県のほうの給付金ですかね、そ



れを申請された方が対象となりますので、その後、その調査について入っていききたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 本田議員。

**○12番（本田 新君）** 2点お聞かせいただきたいと思いますが、今回そのような国県の申請に対して町が上乘せをすると。大いに結構なことであります。それでこう、私も今思っておりますのは、たしかに花き、畜産はもう今、急に厳しい状況になったということでもありますけども、実は野菜農家のほうでもですね、少しずつこう、例えば飲食業、また観光業が非常に停滞をこれから先ずっと停滞するのが予測されます。そうなってくると、そういった野菜農家だとかそういったところも非常にこう、販売が低迷するだろうということが予測されます。

だから、年を通してね、例えば減額、売上が減ったとか、そういったものに対してどのように考えていかれるのか。例えば二次補正だとかいうのがまた国のほうでも考えておられますけれども、そういった場合、今回は町は上乘せをしましたけれども、そういった今度は二次補正だとか、そういったところになって、国の、国県のに対して、その町は上乘せをやっていくのか、頑張れるのかどうなのか、そういったお考えが、考えがえられるのかどうか、その方針的なもので構いませんけれども、そういったことをお聞きしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今回、国の一次補正で1兆円が地方臨時交付金として甲佐町に対しては8,500万余りの交付金をいただいたこととなります。でまあ、いろんな情報によると、2兆円新たに臨時交付金のほうも拡大されるというような報道もあっておりますので、単純に計算すればその倍ぐらい計算が成り立ちますけれども、果たしていくら、どれくらい甲佐町に配分されるかは、まだまだ未定の部分があります。

そういう中で、今議員のほうから、二次配分の時のことを見越したところでの農家に対する支援の考え方を問われたわけなんですけれども、どれくらいの範囲で落ち込みがあつてるのか、そのへんについては町としても検討しなくちゃならないし、今回上乘せについては、国が対応される50%以上の減少額、売上の減少。それから、県が30から50%の範囲を救済しようと、支援しようということで県がされます。それぞれの国県のやり方に対する町の上乗せ支援ということで今回やりますんで、時期どうするかということ、そのへんも含めたところですね、一番効果的なことを考えなくちゃなりませんし、そういういろんな背景等も勘案した中で最終的に結論出すべきだろうと思います。

今、まだ明らかにはできませんけれども、特に花農家等の落ち込みもずいぶんあつているという情報は聞いておりますんで、金額的にはそう大きな金額にはならないかもしれませんが、町としての姿勢を示す意味でも、何らかの形をとりたいなという思いはあります。いろんな今温めている施策もありますけれども、いかんせん、まだ財源が確保されたわけではありませんので、そのへんがきちんとした形で確保された暁には、町としての第二弾の支援も考えたいというふうに考えています。以上です。

**○議長（宮川安明君）** 佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番佐野です。3番の公共施設等の管理維持体制持続化事業という中にやな場が上げられてます。そのことでちょっと質問したいんですが、やな場ににつきましては、先日、やな開きの中止のご案内がありまして、その中で感染症拡大防止の観点から営業の中止をしますというふうな文言があったと思いますが、今のコロナ対策の流れの中でいけば、私としては営業を行ってもいいんじゃないかなというふうな思いがあるんですが、そういった点でどうだろうかということが一つと、それと、営業中止での、やな場をやっていらっしゃいます方への補償とかはあるのか、全然ないのかということですね。

それと、もしもこの1年やな場を中止すれば、やな場へのお客様の減少がですね、進む可能性があるんじゃないかというふうなちょっと思いがあったりするんですよ。それで、そういった意味でも、ここしばらくやな場へのお客さんの数が減ってるんじゃないかというふうな町民の皆さんの声も聞こえたりしますので、ここ数年のこの入り込み客数というのは統計をとられてると思うんですが、そういった状況についてはいかがかなというふうに思いますが、お尋ねします。どうでしょうか。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** やな場の件で、3点ほど今お尋ねいただいたかと思いますが、まず第1点目のやな場の営業についての考え方ですけれども、現在、委託契約を結んでおられる事業者のほうともずいぶんこの件については協議を重ねてきた経緯があります。

まずは6月の従来どおりの営業を目指したところで、竹の簀子については、製作をして、いつでも対応ができるようなことで進めてきました。

その後、コロナ感染拡大のほうはずいぶんと広がって、非常に判断にも迷ったわけでありまして、このやな場の営業が1年を通した中で営業されるのじゃなくて、いうならばシーズンの半分、半期、半年の営業ともなりますので、仮に営業をやろうとしたところで準備を進める場合には、従業員の確保であったり、その他もろもろのいろんな対応等で、やはり2カ月ぐらいの準備期間を要するだろうというお話がありました。

そういう中で、仮に途中から営業した場合に、じゃあ残す期間どうやって確保するかということも非常に問題点もあるものですから、それと、甲佐町にとっては本当に大きな観光施設の名所でもありますので、その感染が確認されたとかそういうことは絶対避けたいという思いもありました。まあ、最終的に総合的に判断をして、今回、今年度については中止をせざるを得ないと、営業を中止せざるを得ないというような結論に至ったところであります。

それから、事業者に対する補償のお話がありました。実際のところ、そのへんもどうするかという思いがありましたけれども、まずは持続化給付金、国のこの対応されている、これが対象になるというようなお話も聞いておりますので、そのへんは担当のほうも調査をした中で、おそらく大丈夫だろうということでありまして、そのへんの情報は事業者のほうにはちゃんと伝えてあります。

あと、町としての対応ですけれども、このへんはまだちょっと今後検討せざるを得ないかもしれませんが、現段階については、国のそういった給付金を充当していただくということで考えております。当然、町の上乗せについても対象になりますので、そのへんは考えております。

それと、来場者が減ってきていないかというようなことと対応等についてのお話がありました。来場者については、ここ数年の数字を見ますと、震災の年については、当然これは前年度に比べるとずいぶん減ってましたけれども、ここ数年はそう大幅な来場者の減少というのは見ておりません。

来年の営業に向けての対応ですけれども、ホームページ、町のホームページもありますし、あと、事業者のほうでいろんな関係者に対するそういうふうな来年に向けてのお知らせといいますか、そういうことも考えておられると思いますけれども、もしそうでなければ、また担当のほうでいろいろお話をさせていただきながら、来年度の落ち込みがないように、また、通常どおりの営業が展開できるように万全の体制を期したいというふうに思います。以上でしたかね、よろしいですかね。

**○議長（宮川安明君）** ほかにありませんか。

福田議員。

**○9番（福田謙二君）** 9番。ふるさと旅行券発行事業ということで、関連ではございますが、今、岩下2区のほうで新聞に載っておりましたけども、古民家をホテルにするということで、2月から改修工事が始まっています。でくるならばその進捗状況をですね、出来上がりとか、そういう内容を教えていただければと思います。

**○議長（宮川安明君）** 地域振興課長。

**○地域振興課長（荒田慎一君）** はい、それにつきましては、昨日ですかね、新聞に載ってたと思います。これについては、今年の夏、7月ぐらいで完成予定というふうに書いてあったと思いますが、オープンについては、コロナ感染の拡大防止等の状況を見ながら決定をしたいというふうに書いてありましたので、たぶんそのようになるのかなというふうに考えております。詳細については、自分も内容を聞いておりませんので、新聞の記事で報告をさせていただきます。以上になります。

**○議長（宮川安明君）** 鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 予算の全般についてちょっとお尋ねなんですけれども、お尋ねというか、先ほど承認いたしました補正の第1号ですね、これについては、特別定額給付金ということで、11億、10億8,000万ぐらいですかね、という増額になっております。

それと、今回の補正の第2号なんですけれども、地方創生の臨時交付金ということで、これについても1億円を超えるような金額、また、国のほうでは二次補正ということもさっき町長のほうからもありました。

ということで、現在わかってるだけでも12億円弱ぐらいの金額が増額ということになります。で、合わせてまた新しく増額になって、1億ないし2億がもし来るときに、これだけの事業、メニューについて、いろいろ今検討しながらお話をいただきましたけど、

何ていいですかね、限られた担当課長さんがわかりやすく説明をしていただきましたけれども、なんか一つの課に集中して事務量が増えるようなちょっと感じを受けるところがございます。熊本地震の時にしても、その後に職員については非常に大変な思いをされて、その後、職員の疲弊にもつながったような思いも持っておりますので、果たしてこのような12億、3億ぐらいの金額が増額になったときに、どこの課というか、ここで課は出てもすけれども、その課だけで果たしてできるような人員の配置になっているのか、事務量をこなしていきけるのか、また、職員が病氣したりするような疲弊は起きないのかという、まあそのへんのところをちょっと心配するところがございますので、そのへんの考え方については、ちょっと上層部のほうでどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。

**○議長（宮川安明君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** あの熊本地震の時の対応を思い出してしまいますけれども、議員ご心配の向きもありますけれども、定額給付金、特別定額給付金の対応については地域振興課のほうでやらせていただいておりますし、そのほかはそれぞれ従来からの担当する課のほうで対応させていただいておって、現在までのところ、そう影響はあってないんじゃないかというふうには思っております。

今後の対応、ことについてですけれども、先ほど申し上げましたけれども、いろいろと温めている事業もありますけれども、それもそれぞれ担当のほうで対応していくようなことで現在のところは考えているというようなことであります。

どうしても対応が単独の事業、単独の担当課だけでは対応ができないということになりますれば、また違ったやり方で、横断的な対応も考えざるを得ない場合もあるかもしれませんけれども、現段階においては、今申し上げたようなことで進めさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（宮川安明君）** ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** 質疑なしと認めます。これで終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

**○8番（宮本修治君）** 議案第28号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）でありますけれども、1億6,000万ぐらいの追加ということで、おもだったことにはコロナ対策の予防ということの事業と、短い時間ではありましたけれども、審議のほうも出尽くされたと思ひまして承認いたしたいと思ひます。

**○議長（宮川安明君）** これで討論を終結します。

これから議案第28号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。よって、議案第28号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）」は、原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後0時33分

再開 午後0時34分

---

**○議長（宮川安明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

**○総務課長（北野 太君）** はい、それでは、先ほど承認第6号のご審議の中で、佐野議員のご質問の会計年度任用職員の人数というところでご質問がございました。で、お答えします。

5月14日の時点で、会計年度任用職員の総数が80人となっております。内、パートタイムの職員が76人、フルタイムが4人ということでなっております。以上でございます。

**○議長（宮川安明君）** 以上をもって本臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** それでは、令和2年第1回臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、ご提案をいたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策も、まだまだ道半ばという状況ではありますけれども、感染防止対策とあわせて、地域経済についても地方創生の観点から進展させていかなければならない状況であり、今回ご議決をいただきました補正予算により、皆が健康で安心安全なまちづくりをなお一層推進してまいりたいと考えております。

今後とも、町政発展のため、議員各位には特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げながら、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** 本日、可決されました案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますとともに、適切な事務処理を行っていただき、本日審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重されますよう切に希望し、これをもって令和2年第1回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午後0時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 第 1 回 臨 時 会

令 和 2 年 5 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝

作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン T e l ( 0 9 6 ) 2 3 4 - 2 2 0 8

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198